

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(1) 概要

我が国の公的年金制度は、1)一般の被用者を対象とする厚生年金保険及び船員保険、2)公務員等を対象とする五つの共済組合(国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合)、3)農民、官営業者等を対象とする国民年金の3種7制度から構成されている。

このうち厚生年金保険及び国民年金が、加入者数においても、老齢年金受給権者数においても全体の約9割を占めており、この2制度が我が国の公的年金制度の二大支柱であるということが出来る。

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数  
(昭和58年3月末現在)(単位：人)

	適用人員	受給権者数	老齢(退職)年金	障害年金	遺族(母子、準母子、遺児、寡婦)年金
総数	58,717,178	18,170,093	15,105,033 (12,508,091)	1,149,927	1,915,133
国民年金	提出年金	7,304,200	6,853,565 (5,994,248)	272,879	177,756
	福祉年金	—	3,212,402	614,986	900
厚生年金保険	26,030,633	5,639,435	4,089,463 (2,456,244)	227,338	1,322,634
船員保険	192,794	105,238	62,806 (51,279)	6,330	36,102
国家公務員共済組合	1,175,254	422,387	330,434 (324,860)	5,417	86,536
地方公務員等共済組合	3,291,854	874,073	706,280 (671,061)	13,618	154,175
公共企業体職員等共済組合	752,106	443,713	330,076 (329,664)	6,164	107,473
農林漁業団体職員共済組合	485,026	116,029	93,737 (71,658)	2,538	19,754
私立学校教職員共済組合	328,502	52,616	42,156 (12,561)	657	9,803

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。なお、( )内は老齢(退職)年金の受給権者数のみを再掲したものである。
2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
3. 国民年金(福祉年金)は受給権者数のうち、全額支給停止者を除いた数を計上してある。

公的年金制度一覧

公 的 年 金 制 度 一 覧

(昭和59年)

制度名	被保険者	保険者 (財政単位)	所 管	保 険 料 率		国庫負担
				使 用 者	本 人	
厚生年金 保険	一般被用 者	国(政府) (1)	厚 生 省	5.3% (女子4.65% 坑内員 5.9%)	5.3% (女子4.65% 坑内員 5.9%)	給付費の20% (坑内員25%)
船員保険	船 員	国(政府) (1)	厚 生 省	6.25%	6.25%	給付費の25%
国家公務 員等共済 組合 (注1)	国家公務 員	国家公務 員等共済 組合連合 会(1)	大 蔵 省	5.15% (4.12%) (注3)	5.15% (4.12%)	総財源の15.85% (拠出時)
	国鉄・電 々・専売 各公社の 職員	各公社共 済組合 (3)		国鉄 8.75% (7.0%) 電々 5.15% (4.12%) 専売 5.8% (4.64%)	8.75% (7.0%) 5.15% (4.12%) 5.8% (4.64%)	総財源の15.85% (拠出時) (但し公企 体負担)
地方公務 員等共済 組合	地方公務 員	地方公務 員共済組 合連合会 (注2)(3)	自 治 省	(一般) 5.2% (4.16%)	5.2% (4.16%)	総財源の15.85% (拠出時) (但し地方公 共団体負担)
私立学校 教職員共 済組合	私立学校 教職員	私立学校 教職員共 済組合 (1)	文 部 省	5.1%	5.1%	給付費の18% (他に定額補 助)
農林漁業 団体職員 共済組合	農協等の 職員	農林漁業 団体職員 共済組合 (1)	農林水産省	5.45%	5.45%	給付費の18% (他に定額補 助)
国民年金	自営業者 等 (被用者の 配偶者は 任意加入)	国(政府) (1)	厚 生 省	—	6,220円 付加保険料 400円	給付費の1/3(経 過的老齢年金か さ上げ分の1/2) 付加年金給付費 の25% 福祉年金全額

- (注1) 昭和58年11月、国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合の統合法案が成立したが、当分の間、公共企業体職員に係る共済組合は連合会に加入しない。
- (注2) 昭和58年5月、地方公務員共済組合の財政単位の一本化法案が成立したが、当分の間、警察共済組合、公立学校共済組合は連合会に加入しない。
- (注3) 保険料率の( )内は厚生年金保険の標準報酬ベースに換算したものである。

年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

国名	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民保険	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者(ブルーカラー) 職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者 自営業者等	一般被用者
支給開始年齢	65歳	65歳	男子65歳, 女子60歳	65歳	男子60歳, 女子55歳
老齢(退職)年金額(月額)	(1983年1月)労働者年金・職員年金の平均 104,118円 (1,014.5マルク) 労働者年金 89,565円 (872.7マルク) 職員年金 130,771円 (1,274.2マルク)	(1983年1月)单身 50,250円 (1,559.6クローナ) 夫婦 81,987円 (2,544.6クローナ)	(1982年11月)单身 62,209円 (142.7ポンド) 夫婦 99,525円 (228.3ポンド)	(1983年1月)全受給者平均 98,773円 (420.3ドル) 夫婦 148,889円 (633.6ドル)	(1983年3月)全受給権者平均 113,040円
老齢年金額/平均賃金	35.1%~ 51.3%	45.7%	48.0%	45.9%	43.5%
保険料率(1983年)	185.0/1,000 (労使折半)	99.5/1,000 (事業主, 自営業者負担)	194.5/1,000 (90.0/1,000(本人) 104.5/1,000(事業主))	108.0/1,000 (労使折半)	男子 81.5/1,000 (労使折半) (総報酬換算) (標準報酬ベースでは 106/1,000)
国庫負担	拠出金で不足する費用を負担(1982年, 給付費の約19%)	拠出金で不足する費用を負担(1982年, 給付費の約32%)	全保険料収入の13.0%(1982年)	原則としてなし	原則として給付費の20%

(注) 1. 老齢年金/平均賃金は換算前の各国通貨建てによる。換算レートはIMF "International Financial Statistics" による。  
 2. スウェーデンについては、基礎年金のほかに1960年に附加年金制度が設けられており、1982年1月において平均年金月額額は68,601円(1,730.6クローナ) 保険料率は96.0/1,000(事業主負担)となっている。なお、1982年においては基礎年金受給者の60%が受給している。

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(2) 厚生年金保険

事項	摘 要 (昭和59年度)	
適用	民間事業所の一般被用者 (農林業, 対個人サービス業等の業種の事業所や常雇労働者5人未満の事業所の被用者については任意適用の途が開かれている。)	
	支給対象者	年 金 額
老 齢 年 金 給 付	<p>○20年以上加入した60歳(注1)以上の退職者(注2)</p> <p>(注1) 女子及び坑内員は55歳</p> <p>(注2) 在職中に支払われる場合</p> <p>① 60歳以上65歳未満… …報酬の低い者には年金額の一部を支給</p> <p>② 65歳以上…報酬の多寡により年金額の全部又は一部を支給</p>	<p>○基本年金額(注1・2) +加給年金額(注3)</p> <p>(注1) <math>2,050 \text{円} \times \frac{\text{加入月数}}{\text{月数}} \times \frac{\text{スライド率}}{(1.122)}</math></p> <p>定額部分</p> <p><math>\frac{\text{平均標準報酬}}{\text{月額}} \times \frac{10}{1000} \times \frac{\text{加入月数}}{\text{月数}} \times \frac{\text{スライド率}}{(1.122)}</math></p> <p>(再評価を行う)</p> <p>報酬比例部分</p> <p>(注2) 定額部分の計算に際しては, 加入月数は240月未満は240月(20年) 420月以上は420月(35年)として計算する。</p> <p>(注3) 配偶者 180,000円(月額15,000円)</p> <p>第1・2子 60,000円(月額5,000円)</p> <p>第3子以降 24,000円(月額2,000円)</p> <p>加給年金額の対象となる配偶者が他の老齢年金, 障害年金を受けられるときは加給年金額の支給を停止する。</p>
	通算老齢年金	<p>○厚生年金保険の老齢年金の資格期間を満たしていない60歳以上の退職者(注)であって次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 国民年金を含む公的年金の加入期間が合計25年以上のもの</p> <p>(2) 国民年金を除く公的年金の</p>

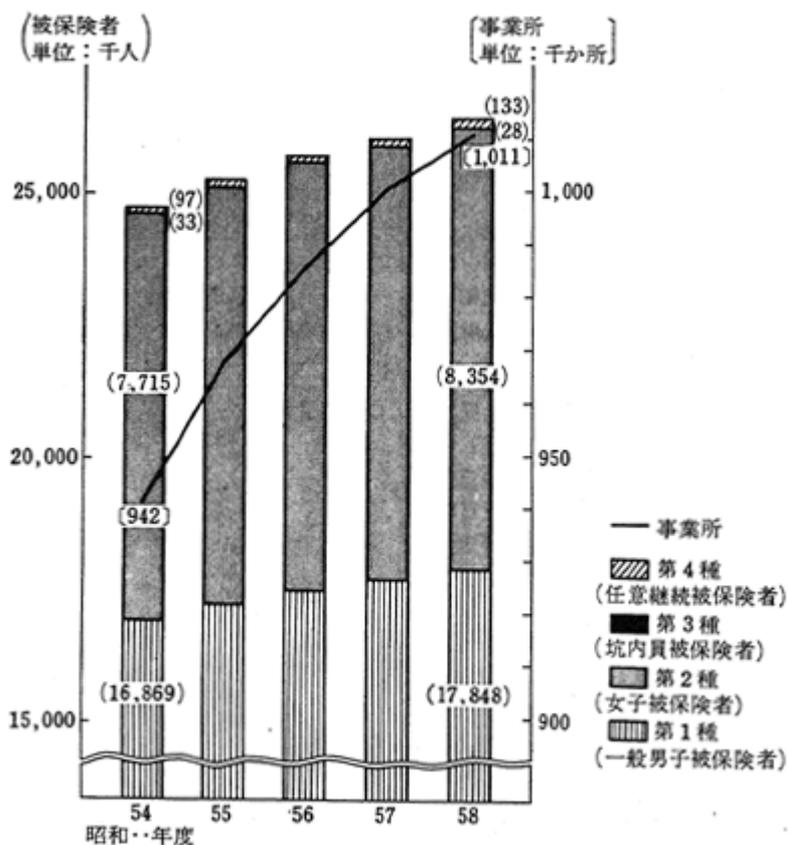
事項	摘 要	
	支給対象者	年金額
通算老齢年金	加入期間が合計20年以上のもの (3) 他の制度から老齢年金、退職年金又は恩給を受けられるもの (注) 在職中に支払われる場合については老齢年金と同様	
保険給付	○厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病により、その初診日から1年6か月経過したとき(その間に治ったときは治ったとき)に障害の状態にあるか、又は初診日から5年以内に障害の状態となった者(注) (注) 初診日前の加入期間が6か月(他の公的年金の加入期間を含む)以上であること。	○労働能力の喪失の程度に応じて1～3級を設けている。 1級 基本年金額(注1)×125% +加給年金額(注2) 2級 基本年金額+加給年金額 3級 基本年金額×75%(注3) (注1) 定額部分、報酬比例部分の計算に際しては、加入月数240月未満は240月(20年)として計算する。定額部分の計算に際しては、420月以上は420月(35年)として計算する。 (注2) 加給年金額の対象となる配偶者が他の老齢年金、障害年金を受けられるときは、加給年金額の支給を停止する。 (注3) 最低保障額562,800円(月額46,900円)(57年物価スライド後)
遺族年金	○厚生年金保険の被保険者であった間に死亡した者(注1)の遺族(注2) ○老齢年金の受給資格期間を満たしている者又は1級・2級の障害年金の受給権者の遺族(注2) (注1) 死亡前の加入期間が6か月(他の公的年金の加	○基本年金額(注1)× $\frac{1}{2}$ +加給年金額+寡婦加算額(注3) (注1) 定額部分、報酬比例部分の計算に際しては、加入月数240月未満は240月(20年)として計算する。定額部分の計算に際しては、420月以上は420月(35年)として計算する。

事項	摘	要
保 險 給 付 の 他	遺族年金	<p>支給対象者 入期間も含む。)以上であることを要する。 (注2) 遺族:死亡した者と死亡当時生計維持関係にあった配偶者、子、父母等(父母以下は先順位者が不在の場合に限り遺族となる。)</p> <p>年金額 (注2) 最低保障額 562,800円(月額46,900円) (57年物価スライド後) (注3) 子2人以上を有する寡婦 210,000円(月額17,500円) 子1人を有する寡婦 120,000円(月額10,000円) 60歳以上の寡婦 120,000円(月額10,000円) 寡婦加算額の対象となる妻が他制度の老齢年金、障害年金を受けることができるときは寡婦加算額の支給を停止する。</p>
	通算遺族年金	<p>○通算老齢年金を受けられる者が死亡した場合のその遺族(注) (注) 遺族の範囲は遺族年金と同様</p> <p>○基本年金額(注) (注) 定額部分、報酬比例部分とも実際の加入期間で計算する。</p>
	その他の給付	<p>○障害手当金……厚生年金保険の被保険者であった間に発した傷病により、その初診日から5年以内のその傷病の治った日において障害の状態(障害年金の3級よりも軽度の障害の状態)にある者</p> <p>○脱退手当金……5年以上加入した60歳以上の退職者で、厚生年金の老齢年金又は通算老齢年金を受けるに必要な期間を満たしていない者</p> <p>○障害手当金……基本年金額×150% (一時金として支給)</p> <p>○脱退手当金……平均標準報酬月額×(被保険者期間に応じて1.1~5.4の率)</p>
	自動物価制ス	<p>○年金額の実質価値を維持するため、一年度間又は引き続く二年度以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、その翌年度においてその変動した率を基準として年金の額を自動的に改定する。</p>

事項	摘	要
財 源	保険料	○標準報酬にそれぞれ次の保険料率を乗じたもの(労使折半負担) 一般男子10.6%、女子9.3%、坑内員11.8%(昭和59年6月現在)
	国庫負担	○給付費の20%(ただし、在職中の老齢年金については国庫負担なし)

### 厚生年金保険適用状況の推移

厚生年金保険適用状況の推移



社会保険庁調べ

厚生年金保険平均標準報酬月額推移

厚生年金保険平均標準報酬月額推移

(単位:円)

年度末	第4種以外の被保険者				第4種被保険者 (任意継続被保険者)
	平均	第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (坑内員)	
54	173,249	201,333	111,586	232,097	115,349
55	188,534	220,444	119,082	248,016	122,243
56	198,288	231,680	126,036	264,340	128,786
57	207,253	241,861	132,549	278,622	133,848
58	213,041	248,448	137,149	287,147	138,710

社会保険庁調べ

厚生年金保険受給者数及び給付費の推移

厚生年金保険受給者数及び給付費の推移

年度末	総数	老齢年金	通老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	
受給者数(人)	54	4,195,461	1,833,266	1,179,819	177,526	969,172	35,411
	55	4,617,932	2,018,234	1,341,825	182,444	1,025,797	49,377
	56	5,048,288	2,219,387	1,475,923	187,452	1,099,900	65,385
	57	5,491,077	2,439,038	1,611,548	197,675	1,159,978	82,611
	58	5,957,061	2,709,622	1,718,130	205,229	1,222,871	101,000
給(二〇〇万円)付費	54	2,900,914	1,901,718	340,133	128,964	524,269	5,723
	55	3,655,659	2,438,178	407,928	151,281	649,587	8,569
	56	4,280,814	2,884,710	476,321	167,986	739,509	12,169
	57	4,855,943	3,308,233	533,565	184,363	813,712	15,951
	58	5,310,924	3,683,860	551,092	192,032	864,401	19,426

社会保険庁調べ

(注) 総数には特例老齢年金を含む。

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

年度末	老齢年金	通老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
55	1,208,092 (100,674)	304,071 (25,339)	836,061 (69,672)	624,137 (52,011)	173,171 (14,431)
56	1,299,977 (108,331)	322,742 (26,895)	899,958 (74,997)	665,024 (55,419)	185,553 (15,463)
57	1,356,475 (113,040)	330,975 (27,581)	937,488 (78,124)	689,218 (57,435)	192,085 (16,007)
58	1,359,609 (113,301)	320,602 (26,717)	941,790 (78,482)	690,665 (57,555)	191,153 (15,929)

社会保険庁調べ

厚生年金保険収支状況

厚生年金保険収支状況

(単位：100万円)

年 度	54	55	56	57	58
取 入 総 額	5,982,013	7,070,548	8,424,696	8,989,784	9,616,473
保 險 料	3,988,005	4,700,738	5,627,452	5,998,708	6,290,589
国 庫 負 担 金	464,445	572,658	677,041	576,578	619,857
事 務 費	21,789	26,056	28,516	29,723	24,687
給 付 費	442,656	546,602	648,525	546,854	595,170
利 子	1,511,268	1,784,624	2,108,510	2,399,665	2,692,425
そ の 他 の 取 入	18,295	12,528	11,692	14,833	13,602
支 出 総 額	2,735,206	3,436,631	4,127,008	4,705,062	5,236,537
保 險 給 付 費	2,655,665	3,251,460	3,922,132	4,488,567	5,010,347
事 務 費	25,413	28,335	30,961	32,552	27,408
福 社 施 設 費	53,470	156,372	173,249	183,343	198,170
そ の 他 の 支 出	659	464	666	600	611
収 支 差 引 剰 余 金	3,246,807	3,633,917	4,297,688	4,284,722	4,379,936
翌 年 度 へ 繰 越 し	3,032	1,986	1,834	1,497	1,175
積 立 金 に 繰 入 れ	3,243,775	3,631,931	4,295,854	4,283,225	4,378,761

社会保険庁調べ

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(3) 国民年金

1) 拠出制国民年金

① 拠出制国民年金

事項	摘 要 (昭和59年度)	
適用	20歳から59歳までの日本国内に住所を有する者のうち、他の公的年金に加入していない者(自営業者、農業従事者等) (被用者年金加入者の配偶者等には任意加入の途が開かれている。)	
	支給対象者	年金額
給 付	<p>老 年 金</p> <p>○保険料納付済期間及び保険料免除期間の合計が25年(注1)以上の65歳(注2)以上の者 (注1) 昭和36年の制度発足時に既に高齢となっていた者には、当時の年齢に応じて資格期間を10年~24年に短縮(現在の受給者はすべてこれに該当) (注2) 60歳からの繰上げ支給(繰上げにより減額される。)を希望することができる。</p>	<p>○ <math>(1,680円 \times 保険料納付月数 + 1,680円 \times 保険料免除月数 \times \frac{1}{3}) \times スライド率</math>  <math>(1.122) + 200円 \times 付加保険料納付月数</math>                      (注) 経過的に資格期間が短縮されている年金については上記のほか次の加算がある。  <math>650円 \times (300 - 加入月数)</math>  <math>\times \frac{保険料納付月数 + 保険料免除月数}{加入月数} \times \frac{1}{2}</math>  <math>\times スライド率 (1.122)</math></p>
	<p>通 算 老 年 金</p> <p>○国民年金の老齢年金の資格期間を満たしていない65歳(注1)以上の者で次のいずれかに該当する者 (1) 国民年金を含む公的年金の加入期間が合計25年(注2)以上のもの (2) 国民年金を除く公的年金の加入期間が合計20年以上のもの (3) 他の制度から老齢年金・退職年金又は恩給を受けられるもの (注1) 老齢年金と同様に、繰上げ支給あり。 (注2) 老齢年金と同様に、資格期間の短縮措置あり。</p>	<p>○ <math>(1,680円 \times 保険料納付月数 + 1,680円 \times 保険料免除月数 \times \frac{1}{3}) \times スライド率</math>  <math>(1.122) + 200円 \times 付加保険料納付月数</math></p>

事 項	摘 要		
	支 給 対 象 者	年 金 額	
給 付	障 害 年 金	<p>○初診日において国民年金の被保険者であり、その初診日から1年6か月経過したとき(その間に治ったときは治ったときに障害の状態にあるか、又は65歳に達するまでの間に障害の状態となった者<sup>(注)</sup>)</p> <p>(注) 直近の保険料を納めた期間が1年以上(他の公的年金加入期間も含む。)であること等の拠出要件がある。</p>	<p>○日常生活の制限の度合に応じて1・2級を設けている。</p> <p>1級 老齢年金額×125% 最低保障 703,500円 (月額58,625円) (57年物価スライド後)</p> <p>2級 老齢年金額×100% 最低保障 562,800円 (月額46,900円) (57年物価スライド後)</p> <p>(注) 制度発足以来年数を経っていないため、現在の受給者はすべて最低保障に該当している。</p>
	母 子 (準 母 子) 年 金	<p>○国民年金の被保険者であった間に夫等と死別して母子(準母子)<sup>(注1)</sup>状態となった者<sup>(注2)</sup></p> <p>(注1) 準母子状態とは、祖母と孫、姉と弟等母子に準じた状態をいう。</p> <p>(注2) 直近の保険料を納めた期間が1年以上であること等の拠出要件がある。</p>	<p>○742,800円(月額61,900円) (57年物価スライド後)</p> <p>母子(準母子) 562,800円 (月額46,900円)</p> <p>母子(準母子)加算 180,000円 (月額15,000円)</p> <p>(注) 1 夫等の死亡について他の公的年金から遺族年金給付を受けることができるときには、母子(準母子)年金の2/5が支給停止される。 2 母子(準母子)年金の受給権者が、他の公的年金から老齢年金給付、障害年金給付を受けることができるときは、母子(準母子)加算の支給を停止する。</p>
	そ の 他	<p>○遺児年金……国民年金に加入中の父又は母と死別した孤児で所定の要件を満たすもの</p> <p>○寡婦年金……老齢年金の支給要件を満たしていた夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持</p>	<p>○遺児年金 562,800円(月額46,900円) (57年物価スライド後)</p> <p>○寡婦年金 (死亡した夫の)老齢年金の1/2</p>

事 項	摘 要		
	支 給 対 象 者	年 金 額	
給 付	そ の 他	<p>し婚姻関係が10年以上継続した60歳以上65歳未満の妻</p> <p>○死亡一時金……保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合に、その遺族に支給</p>	<p>○死亡一時金 保険料納付済期間に応じて23,000円～52,000円</p>
	自 動 物 価 制 度	<p>○年金額の実質価値を維持するため、一年度間又は引き続く二年度以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、その翌年度においてその変動した率を基準として年金の額を自動的に改定する。</p>	
財 源	保 険 料	<p>○月額 6,220円/保険料免除制度 (強制加入被保険者であって、経済的な理由により保険料の納付が困難な者には、保険料免除の途が開かれている。)</p> <p>(注) 付加保険料 月額 400円</p>	
	国 庫 担	<p>○原則として給付費の1/3</p>	

国民年金被保険者数の推移

(単位：万人)

年 度		54	55	56	57	58
総 計	被 保 険 者 数	2,785	2,760	2,711	2,646	2,573
	強制加入被保険者数	2,003	1,973	1,936	1,894	1,852
	保険料免除者数	210	233	254	284	309
	任意加入被保険者数	782	786	775	752	721
男 子	被 保 険 者 数	945	938	927	913	899
	強制加入被保険者数	911	903	891	876	861
	任意加入被保険者数	34	35	36	37	37
女 子	被 保 険 者 数	1,840	1,821	1,784	1,733	1,674
	強制加入被保険者数	1,092	1,070	1,045	1,017	990
	任意加入被保険者数	748	751	739	716	684

社会保険庁調べ

国民年金受給権者数及び給付費の推移

国民年金受給権者数及び給付費の推移

		年度末				
年金種別		54	55	56	57	58
受 給 権 者 数 (人)	総 数	5,691,475	6,255,693	6,778,204	7,304,200	7,831,011
	老 齢 年 金	4,911,733	5,323,938	5,670,831	5,994,248	6,305,155
	通算老齢年金	382,242	515,114	672,589	859,317	1,060,788
	障害年金	217,944	236,568	255,241	272,879	289,477
	母子年金	125,959	124,658	122,872	120,116	117,148
	準母子年金	163	166	163	153	156
	遺児年金	5,993	6,059	5,950	5,872	5,883
	寡婦年金	47,441	49,190	50,558	51,615	52,404
給 付 費 (一〇〇万円)	総 数	1,434,498	1,702,326	1,978,284	2,208,083	2,358,652
	老 齢 年 金	1,214,469	1,430,985	1,659,037	1,842,922	1,956,582
	通算老齢年金	30,553	45,435	67,384	94,763	123,329
	障害年金	119,655	135,935	157,592	174,822	184,991
	母子年金	61,807	80,811	83,873	84,197	81,764
	準母子年金	79	109	114	110	112
	遺児年金	2,115	2,284	2,414	2,470	2,463
	寡婦年金	5,820	6,766	7,869	8,799	9,410

社会保険庁調べ

(注) 受給権者、給付費には支給停止のものも含む。



指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(3) 国民年金

2) 福祉年金

② 福祉年金

事項	摘 要	(昭和59年度)
対 象	○制度発足時すでに高齢であった者、障害の状態にあった者及び母子状態にあった者に支給 ○拠出制国民年金の支給要件を満たせなかった者等に支給	
	支 給 対 象 者	年 金 額
給 付	老 齢 福 祉 年 金 ○国民年金制度発足時に高齢であった者(昭和36年4月1日において50歳を超える者)が70歳となったとき等	○301,200円(月額 25,100円) (注) ただし、扶養義務者等の年収が600万円以上876万円未満(6人世帯)の場合は、21,600円(月額1,800円)を支給停止し、279,600円(月額23,300円)を支給する。
	障 害 福 祉 年 金 ○初診日において国民年金の被保険者であり、その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき)に障害の状態にあるか、又は65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき (注) 拠出制国民年金の障害年金の拠出要件は満たさないものの直近の加入期間に滞納がない等の一定の要件を満たすこと ○20歳前に障害となった者が20歳となったとき ○昭和36年の制度発足前から障害の状態にあった者	○等級は拠出制国民年金と同じ 1級 452,400円 (月額 37,700円) 2級 301,200円 (月額 25,100円)
	母 子 ( 準 母 子 ) 福 祉 年 金 ○国民年金の被保険者であった間に夫等と死別して母子(準母子)状態となった者 (注) 拠出制国民年金の母子(準母子)年金の拠出要件は満たさないものの直近の加入期間に滞納がない等の一定の要件を満たすこと ○昭和36年の制度発足前から母子(準母子)状態にあった者	○392,400円(月額 32,700円)

事項	摘	要
所得制限	本人	○老齢福祉年金 2人世帯の場合(年収) 248.0万円 ○障害福祉年金 " (年収) 328.9万円 ○母子(準母子)福祉年金 " (年収) 361.0万円
	扶養者 養者等	6人世帯の場合(年収) 876.0万円
	併制 給限	○他の公的年金を受けられる場合は、原則として支給停止 ○他の公的年金が50.5万円に満たないときは、その差額を支給
財源	全額国庫負担	

### 福祉年金受給者数及び給付費の推移

福祉年金受給者数及び給付費の推移

年度末	総数	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子(準母子)福祉年金	
受給者数(人)	54	3,916,322	3,340,073	574,244	1,933
	55	3,701,859	3,114,683	585,733	1,378
	56	3,460,446	2,855,437	603,864	1,084
	57	3,212,402	2,596,458	614,986	900
	58	2,974,534	2,350,647	623,063	771
給付費(一〇〇万円)	54	983,765	790,771	192,370	615
	55	1,046,798	826,332	219,943	516
	56	1,045,066	804,194	240,434	431
	57	1,017,772	762,029	255,361	376
	58	946,629	688,611	257,690	322

社会保険庁調べ

(注) 総数には、老齢特別給付金を含む。

## 指標編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### V 年金保障

##### (4) 船員保険(年金部門)

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

#### 被保険者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額(強制被保険者数)

被保険者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移(強制被保険者数)

年 度	54	55	56	57	58
被 保 険 者 数 (人)	210,436	204,890	198,889	192,263	184,702
船 舶 所 有 者 数 (人)	11,332	11,069	10,794	10,610	10,280
平均標準報酬月額(円)	217,051	234,778	244,343	255,601	261,639

社会保険庁調べ

#### 船員保険年金受給者数,給付費及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

船員保険年金受給者数,給付費及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

年度末	計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦, かん夫, 遺児, 通算遺族年金	
				職務外	職務上	職務外	職務上		
受給者数(人)	54	79,666	36,418	7,665	3,116	2,003	17,637	10,212	2,615
	55	86,393	39,862	8,901	3,234	2,069	19,032	10,512	2,783
	56	95,066	45,192	10,152	3,329	2,133	20,584	10,686	2,990
	57	103,357	50,377	11,379	3,420	2,172	22,073	10,683	3,253
	58	112,538	56,642	12,479	3,436	2,193	23,609	10,642	3,537
給付額(万円)	54	81,577	49,812	2,219	2,596	2,643	10,954	12,155	1,198
	55	102,591	64,679	2,752	3,187	3,012	13,824	13,751	1,386
	56	122,547	79,835	3,332	3,535	3,347	16,056	14,947	1,496
	57	139,490	93,676	3,819	3,829	3,495	17,941	15,156	1,574
	58	155,976	107,147	4,135	3,871	3,780	19,282	16,151	1,610
平均年金額(円)	54		113,982	24,124	69,416	109,972	51,755	99,190	38,176
	55		135,214	25,767	82,111	121,329	60,528	109,007	41,515
	56		147,214	27,351	88,482	130,752	65,001	116,558	41,703
	57		154,958	27,965	93,303	134,074	67,733	118,227	40,332
	58		157,638	27,612	93,891	143,632	68,061	126,476	37,925

社会保険庁調べ

(注) 遺族年金の受給者数については,54年度以前は基本権を有する件数である。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(5) 厚生年金基金

事 項	摘 要 (昭和59年度)
目 的	政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行う。
設 立 形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単独設立 厚生年金保険の適用事業所で、一企業が単独で設立</li> <li>○連合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、親企業と子企業が共同して設立</li> <li>○総合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、同種同業の多数企業が共同して設立</li> </ul> (注) 設立人員規模は1,000人以上必要
対象者(加入員)	厚生年金保険の被保険者
給 付	給 付 体 系 (計算方式) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代行型 平均標準給与月額 <math>\times \frac{10}{1,000}</math> を超える率 <math>\times</math> 加入員期間の月数</li> <li>○ 加算型 平均標準給与月額 <math>\times \frac{10}{1,000}</math> を超える率 <math>\times</math> 加入員期間の月数 + 最終又は一定期間の平均標準給与月額 <math>\times</math> 加入員期間による一定率</li> <li>○ 共済型 最終又は一定期間の平均標準給与月額 <math>\times</math> 加入員期間による一定率</li> </ul> ただし、いずれの場合も、厚生年金基金が代行する部分(厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分のうち標準報酬の再評価及びスライド分を除いた部分)の30%以上を上回る給付を行うことを要する。
	支 給 要 件
一時金給付	任意給付として、死亡又は脱退を事故とする一時金給付を設けることができる。

事 項		摘 要
財 源	加入員	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{14.5}{1,000}$ 以上 坑内員 $\frac{22}{1,000}$ 以上
	事業主	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{14.5}{1,000}$ 以上 坑内員 $\frac{22}{1,000}$ 以上 基金の掛金(当該基金の年金給付に必要な掛金)は原則として折半負担とするが、免除保険料率〔男子 $\frac{32}{1,000}$ 、女子 $\frac{29}{1,000}$ 、坑内員 $\frac{44}{1,000}$ 〕を上回る部分については、事業主負担を増加することができる。
	事務費	基金の事業を行うため事業主及び加入員から事務費を徴収する。
	国庫負担	給付のうち、代行部分の額の $\frac{17.5}{100}$
福祉施設	加入員等の福祉を増進するために必要な事業を実施できる。(昭和48年11月から)	
資産運用	給付費財源は、契約を締結した信託会社又は生命保険会社で運用管理される。	
基金制度の施行日	昭和41年10月1日	
参 考	基金数 1,043基金 加入員数 6,563,029人 (昭和59年3月末現在)	

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(6) 農業者年金基金

事項	摘 要	(昭和59年度)
目的	○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。 ○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。	
事業	○農業者年金給付事業 ○離農給付金事業 ○農地売買事業 ○農地取得のための融資事業	
対象者	国民年金の加入者で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者(昭和58年度末被保険者数 926,176人)	

事項	摘 要					
給付	<p>○経営移譲年金 経営移譲及び加入期間20年を要件として60歳から支給。65歳以降は、農業者老齢年金のほか、国民年金から老齢年金及び付加年金が支給されるので、1/10に改定される。(昭和58年度末受給権者数 326,619人)</p> <p>○農業者老齢年金 20年加入を要件として経営移譲の有無にかかわらず、65歳から支給。(昭和58年度末受給権者数 128,745人) 他に脱退一時金、死亡一時金がある。</p> <p>(年金給付の型)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">経営移譲年金</td> <td style="text-align: center;">経営移譲年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業者老齢年金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民年金(付加年金)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民年金(老齢年金)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← 60~64歳 →      ← 65歳以上 →</p>	経営移譲年金	経営移譲年金	農業者老齢年金	国民年金(付加年金)	国民年金(老齢年金)
経営移譲年金	経営移譲年金					
	農業者老齢年金					
	国民年金(付加年金)					
	国民年金(老齢年金)					
財源	<p>○保険料 昭和59年1月から月額6,130円(昭和60年1月以後毎年段階的引上げ)</p> <p>○国庫負担 (1)納付された保険料総額の3/7 (2)経営移譲年金の給付に要する費用の1/3</p>					

指標編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 年金保障

(7) 石炭鉱業年金基金

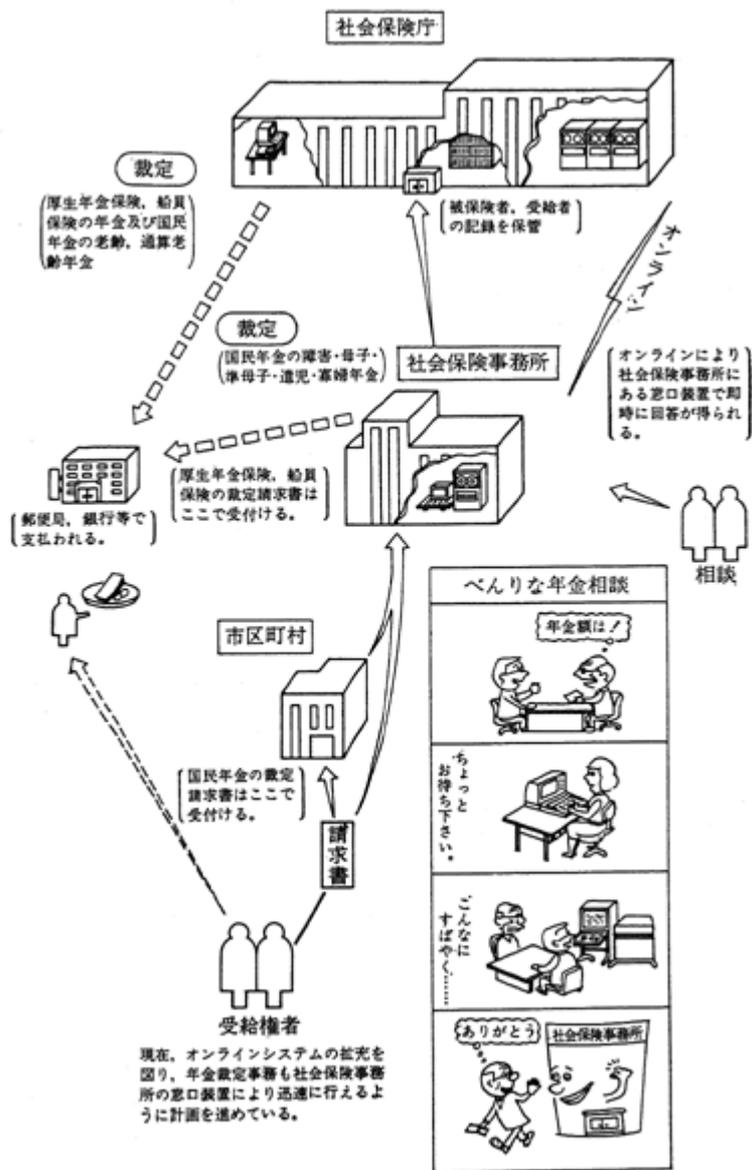
事 項	摘 要	(昭和59年度)
目 的	石炭鉱業の坑内員等の老齢又は死亡について給付を行い、老後の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資する。	
基金の会員	石炭鉱業を行う事業場であって、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主(昭和58年度末現在会員数 19)	
給 付	対 象 者	○坑内員及び坑外員 (昭和58年度末現在 坑内員数16,748人, 坑外員数3,598人) ○坑内員及び坑外員の遺族
	種 類	○老齢年金(昭和58年度末現在受給権者数 坑内員10,461人, 坑外員3,745人) ○死亡一時金
財 源	会員が前年の出炭量に応じて全額負担(各会員の前年の出炭トン数×70円)	

# 指標編

## 第1部 制度の概要及び基礎統計

### V 年金保障

#### (8) 年金事務のしくみ



## 指標編

## 第1部 制度の概要及び基礎統計

## Ⅴ 年金保障

## (9) 年金積立金の運用

厚生年金保険と国民年金の保険料の積立金は昭和58年度末で厚生年金保険が約40.9兆円,国民年金が約3.1兆円となる見込みである。

これらの積立金の運用収入は将来の年金給付の重要な財源となるものであり,その運用はすべて大蔵省の資金運用部に預託されて国の財政投融资の原資となっているが,積立金の増加額のうち一定割合については,還元融資として住宅資金貸付等直接被保険者等の福祉の向上のためにあてられている。

## 厚生年金保険,国民年金の年金積立金の累積状況

厚生年金保険,国民年金の年金積立金の累積状況 (単位:億円)

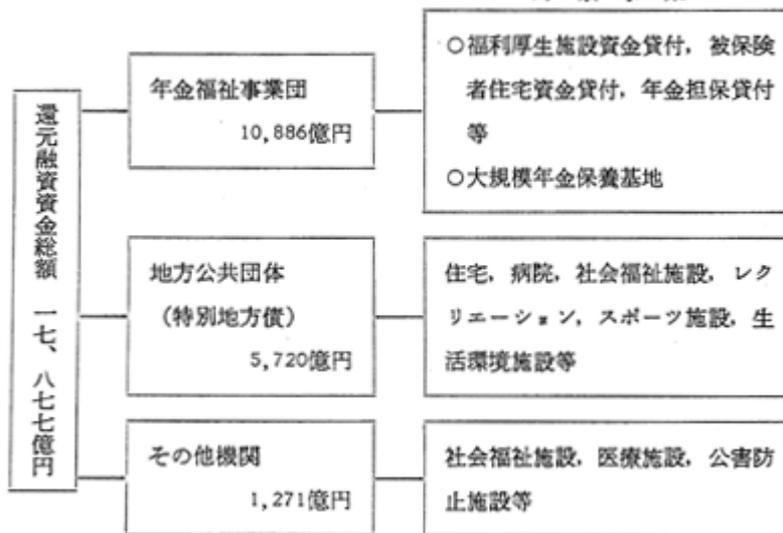
年 度	厚生年金保険		国 民 年 金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
54	32,438	243,519	3,070	23,596	35,508	267,115
55	36,319	279,838	2,791	26,387	39,110	306,225
56	42,958	322,796	1,706	28,093	44,664	350,889
57	42,833	365,629	2,606	30,699	45,439	396,328
58(見込)	43,745	409,374	317	31,016	44,062	440,390

厚生省年金局調べ

## 還元融資の使途

還元融資の用途

対象事業



(注) 金額は昭和58年度当初計画額